

## お知らせ

### 受動喫煙対策について

改正健康増進法（令和2年4月より施行）により、**原則屋内禁煙**となります。また、喫煙が可能な場所についてはその旨の掲示を義務付け、従業員・利用者共に20歳未満は立ち入れないようにする必要があります。

#### ●具体的な施設と対応

##### 子供や患者等に特に配慮した施設の場合

→学校、児童福祉施設、病院、診察所、行政機関の庁舎等は**敷地内禁煙**となります。ただし、屋外において受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することはできます。

##### 上記機関以外の施設の場合

→事業所、工場、飲食店、鉄道等は**原則屋内禁煙**となります。喫煙を認める場合は、次のいずれかを喫煙専用室として設置する必要があります。

- ・喫煙専用室（飲食不可）
- ・加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）

※なお、既存の経営規模が小さい飲食店（個人又は中小企業が経営していて、客席面積100㎡以下）については、経過措置として暫くの間、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能となります。

##### 喫煙目的施設の場合

→バー、スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所などは**施設内喫煙可能**

※住宅、ホテル、福祉施設の個室等は、規制対象外です。

#### ●下記に違反した場合には、都道府県知事等による指導・勧告や過料が科せられるおそれがあります。

- ・喫煙禁止の場所での喫煙
- ・紛らわしい標識の掲示禁止
- ・標識の汚損などの禁止

### 高齢者の雇用保険料免除制度廃止について（再掲）

現在、4月1日において満64歳以上の雇用保険被保険者については、雇用保険料が免除となっておりますが、**本年4月から免除制度が廃止**となり、保険料を徴収する必要がありますのでご注意ください。

内容に関するお問い合わせは、

吉田宏司事務所（03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)）までご連絡ください